平成21年 監査結果に基づき知事等が講じた措置 (第2回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成21年各会計定例監査、平成20年度決算審査(各会計歳入歳出及び公 営企業各会計)、平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を 中心として)について)、平成20年工事監査、平成20年財政援助団体等 監査、平成20年各会計定例監査、平成19年行政監査(指定管理者制度に よる公の施設の管理について、公共交通機関の整備・運営について)、平成 19年工事監査、平成19年財政援助団体等監査、平成19年各会計定例監 査、平成18年行政監査(病院における収入管理について、都の土地及び建 物の管理について)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係 機関から通知があったので公表する。

平成21年12月1日

東京都監査委員	相]]]		博
同	Ξ	原	將	嗣
同	Ξ	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第 1	報 告 の 概 要	1
第 2	報告の内容	
	平成 2 1 年各会計定例監査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	平成20年度決算審査(各会計歳入歳出)2	4
	平成20年度決算審査(公営企業各会計)2	5
	平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)・・・・2	6
	平成 2 0 年工事監査 · · · · · · · · · 3	4
	平成20年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・3	5
	平成 2 0 年各会計定例監査 · · · · · · · 4	6
	平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について) …5	2
	平成19年行政監査(公共交通機関の整備・運営について)5	3
	平成 1 9 年工事監査 · · · · · · · · · · 5	4
	平成19年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・5	5
	平成 1 9 年各会計定例監査 · · · · · · · · · 5	5
	平成18年行政監査(病院における収入管理について) ・・・・・・・・ 5	7
	平成18年行政監査(都の土地及び建物の管理について)・・・・・・・・5	8

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は136件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。残る141件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1)講じた措置の件数

(松丁)瞬のだ消量の円数		/+ EP - - □	措置対象	措置済	今回措置	改善中
区 分	監査実施期間	結果内訳	A	В	C	A-(B+C)
平成21年 人会会計定例監査。	平成 21.1.16	指 摘	125	-	62	63
┃ 各会計定例監査 ┃(平成20年度執行分)	~ 平成 21.8.28	意見・要望	10	-	0	10
,		計	135	-	62	7 3
平成20年度	平成 21.7.16	指摘 意見・要望	15		6	9
決算審査 (各会計歳入歳出)	~平成21.8.28	計	1 1 6	-	<u> </u>	1 0
		指摘	3		1	2
平成20年度 決算審査	平成 21.6.1 ~ 平成 21.8.28	意見・要望			-	-
(公営企業各会計)	~	計	3	-	1	2
平成20年 行政監査	平成 20.9.24	指摘	9 7	7 8	13	6
(庁舎の管理(安全対策と環境	~ 平成 21.2.4	意見・要望	3 0	22	5	3
対策を中心として)について)		計	127	100	18	9
┃ 平成20年 工事監査	平成 20.1.28	指 摘 意見・要望	3 5	34	1	0
平成20年 上事監直 	~平成 21.1.14	計	3 8	3 3 7	- 1	- 0
			65	33	2.0	1 2
平成20年	平成 20.9.17	指 摘 意見・要望	9	33	<u>20</u> 3	3
財政援助団体等監査	~平成 21.1.21	計	74	3 6	23	1 5
立成20年	_ "	指摘	103	83	10	10
平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分)	平成 20.1.17 ~ 平成 20.9.5	意見・要望	7	4	1	2
(平成19年度執行分)	~ 平成 20.9.5	計	110	8 7	11	1 2
平成19年度	₩# 00 7 47	指 摘	2 0	18	0	2
決算審査 (各会計歳入歳出)	平成 20.7.17 ~ 平成 20.9.5	意見・要望	1	0	0	1
(各会計成人成出)	1 12% 201010	計	2 1	18	0	3
平成19年 行政監査	平成 19.9.26	指摘	3 6	30	3	3
(指定管理者制度による公 の施設の管理について)	~ 平成 19.9.20	意見・要望	4	0	1	3
の施設の管理について)	,,,,	計	4 0	3 0	4	6
平成19年 行政監査	平成 19.9.18	指摘	1	1	-	-
(公共交通機関の整備・運営 について)	~ 平成 19.9.16	意見・要望	1 1	1 0	1	0
12 JUL)	,,,,	計	1 2	1 1	1	0
T-1-4 - 6-T-T-1-1-	平成 19.1.18	指摘	38	38	-	_
平成19年工事監査	~ 平成 20.1.23	意見・要望	3	2	1	0
		計	41	4 0	1	0
平成19年	平成 19.8.27	指摘 意見・要望	49	48	1	0
財政援助団体等監査	~平成 20.1.23	計	8 5 7	8 5 6	- 1	0
	- B	指摘	114	110	3	1
■ ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	平成 19.1.16	意見・要望	7	6	Ö	1
「答会計定例監査 (平成18年度執行分)	~平成 19.9.5	計	121	116	3	2
平成18年 行政監査	₩# 10 0 C	指 摘	3 3	2 4	3	6
▎(病院における収入管理に	平成 18.9.6 ~ 平成 19.1.17	意見・要望	-		-	-
ついて)	/JZ, 10.11.17	計	3 3	2 4	3	6
平成18年 行政監査	平成 18.9.5	指摘	26	25	1	0
(都の土地及び建物の管理 について)	~平成 19.1.17	意見・要望	8	6	0	2
平成16年度	- B	計 指 摘	3 4	3 <u>1</u> 1 0	0	<u>2</u> 1
┃ ' 没	平成 17.6.3	意見・要望	- 1 1	<u> </u>		
· 決算審查 (公営企業各会計)	~平成 17.9.7	計	11	1 0	0	1
		指 摘	771	5 3 2	124	115
合	計	意見・要望	102	6 4	12	2 6
		計	873	596	136	141
・ (注)件数については 一つ	の比较が複数の日(「					

(注)件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2)措置の内訳

	区分	事	例	件数
	規定、基準等に即した適正な 事務の執行、財産管理等に改 めたもの	・財産の使用許可を適切に行った。 ・料金の減免適用を適正に行った。 ・債権の計上漏れを修正した。 ・会計処理を適正に行った。		5 4件
指	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	・物品購入に係る契約手続 ・使用済みパソコンの適正処理		2 0 件
摘	新たな基準の作成など、より 適切な事務手続に改めたも の	・工事設計変更マニュアルを作成し・使用電力量に見合った契約電力は	-	3 7件
	法律・条例等に従い、安全管 理対策や環境対策を講じた もの	・PCB廃棄物を専用容器に保管し ・避難通路及び避難口を適切に確保 ・産業廃棄物処理を適正に行った。	-	1 3件
		小計		124件
	事務のより一層の改善を図 ったもの	・専門相談の実施回数・日程の変勇	更を行った。	7件
意見・	安全対策・環境対策の増進に 努めたもの	・什器、備品類の転倒防止、落下防・非常用食料等の備蓄を災害対策を 記した。		3件
要望	庁舎の適正管理に努めたも の	・防火扉の閉鎖障害を改善した。 ・看板等の設置の適正化を図るため を作成した。	り、ガイドライン	2件
		小計		1 2 件
		合 計		136件

第2 報告の内容

〔平成21年各会計定例監查〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
主税局	個人事業 税の課税を 適正に行う べきもの	大田都税事務所では、土地貸付により不動産所得を得ているAに対し、駐車場業を営むものとして個人事業税を課税しているが、当該土地は、借受人が中古車販売の自動車置場としているものであり、Aに対して駐車場業を営むものとして個人事業税の課税対象としたことは適正でない。 この結果、個人事業税36万1,300円が課税超過となっている。	調査を行った結果、 平成19年度と のは19年度と のはでも現状であ16年度 がらいで成16年の で成1年1月29日に 年1月29日に 乗1時に 乗1時に 乗1時に 乗1時に 乗1時に 乗1時に 乗1時に 乗1時
主税局	個人事業 税の課税を 適正に行う べきもの	江東都税事務所では、Bに対し、平成20年度に個人事業税を課税しているが、平成18年度に発生した繰越損失について、平成20年度に繰り越して控除すべきところ、控除せずに課税を行ったため、個人事業税10万6,100円が課税超過となっている。	平成21年1月2 7日に平成19年度 及び平成20年度の 繰越損失処理並びに 平成20年度分の減 額賦課決定を行い、課 税超過額を全額還付 した。
主税局	同一画地 の認定を適 正に行うべ きもの	目黒都税事務所では、Cが所有する4筆の土地及びDが所有する1筆の土地において、平成20年の賦課期日現在、当該5筆の土地に共同住宅が建築工事中であったことから、5筆の土地を同一画地として認定すべきであるが、C所有の土地4筆を同一画地として評価したため、3万1,840円の課税超過となっている。	航空写真による現 況確認の上、平成20 年度分について、平成21年3月31日に 個格修正決定を、平成 21年4月10日に 減額賦課決定を行い、 課税超過税額を全額 還付した。
主税局	物品購入 に係を適正 手続う もの	北都税事務所は、「救急絆創膏の購入契約」をEと締結している。 ところで、契約関係書類と、Eに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。	平成21年3月に係に 1年3日年3日年3日年3日年3日年 1年日期日期日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年日 1年

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
生活文化スポーツ局	物品購入 に係る契約 手続を適正 に行うべき もの	都民生活部は、「壁掛け時計外15点の購入契約」をFと締結している。 ところで、契約関係書類と、Fに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま事業者に物品を発注し、その後に契約を締結して代金を支払っていることが認められた。	平成21年4月1 0日付けで、局内に緊 急を要する物品購入 等については少額支 払案件での対応を原 則とするなど、適正手 続を周知徹底した。
生活文化スポーツ局	特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの	総務部は、12件の都政広報番組制作・放送委託契約(契約金額合計17億2,414 万7,565円)を締結している。 ところで、これらの契約案件は、「政府調達に関する協定」の適用を受ける契約であるため、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算して72日以内に東京都公報(特定調達公告版)に登載して公示しなければならないとされているが、部は登載しておらず適正でない。	特定調達契約に係 る手続の周知徹底を 行うなど、事務改善を 図り、平成21年6 については、東京都公 報特定調達公告版(日付 時定調達第1719 号)で公示を行った。
都市整備局	委託契約 (単不明報の事務を を適いで を うべきもの	都営住宅経営部は、「都営住宅等の室内における化学物質濃度測定委託契約」を締結しているが、その事務手続について見たところ、次のように不適正なものとなっていることが認められた。 単価契約は、指示書等の書面において、その具体的な業務内容を定めて指示するもっているが、指示書等の書面がないことから、履行すべき業務内容及び履行期限が不明であるにもかかわらず、測定結果報告書のみをもって履行確認を行ったとしている。	業務内で(測等)のでは、 一学のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
都市整備局	補修工事 等の契約を 適正に行う べきもの	第一区画整理事務所では、庁舎の維持管理に伴う補修工事契約を締結している。また、庁舎の建物管理についても委託契約を行っており、毎日業者から建物管理に係る日誌が提出されている。ところで、当該日誌と平成20年度の補修工事契約について照合したところ、補修工事等の各契約において、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事後契約で工事を行わせていることが認められた。	平成21年8月の 庶務担当係長会、 9月の課長会を 1年9月のに周した。 9月内に周知は 5年間に 6年間に 6年間に 6年間に 7年間に 7年間に 7年間に 7年間に 7年間に 7年間に 7年間に 7

			## l ** + #
対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
X18(1-1)	7.7	血直加水の交流	概要
都市整備局	売却予定	市街地整備部は、相原・小山区画整理事業	平成21年6月及
	保留地の管	地区の保留地の売却を進めている。	び9月の関係係長会
	理を適切に	ところで、公募した画地について、買受け	において、売却予定地
	行うべきも	決定者が部作成の測量図に基づき現地測量を	の管理を適切に行う
	の	行った結果、境界石が1箇所、都有地側にず	よう周知徹底した。
		れており、画地の南側延長が64.3cm短	本年度に販売を予
		いのを確認したため、契約締結には至らなか	定している1画地に
		った。	ついて、平成21年6
		部は、平成23年度末で当該事業の会計を	月22日に境界石の
		閉鎖するとしているため、保留地の管理を万	確認等を行った。
		全に行い、より一層売却を促進しなければな	
		らないが、境界石の確認など、管理が適切に 行われているとは言い難い。	
都市整備局		市街地建築部では、23区内の延べ床面積	平成21年5月か
	物の取締り	一が1万㎡を超える建築物及び島しょの建築物	一年成21年3月ルー ら、是正計画書が提出
	事務を適切	かりがにを超れる建業物及り高りよの建業物 に対して、住民からの通報、官公署からの連	されている違反案件
	に行うべき	絡等により違反建築物の取締りを実施してい	ごとに過去の指導記
	もの	る。	録と今後の予定を記し
		- ところで、違反建築物の取締りの事務処理	入できる欄を設けた
		について見たところ、是正未完了のもの12	「個票」を作成し、こ
		件のうち6件については、提出された是正計	れまでの対応状況や
		画書の是正状況が把握されていないもの、是	今後対応すべきこと
		正や指導の経過記録がないものなど不適切な	を担当者が把握でき
		状況が認められた。	るようにした。
環境局	緊急立入	環境改善部が行った火薬庫外貯蔵施設70	指導後の改善状況
	検査結果に	施設の緊急立入検査について、検査日以降の	が未確認であった 1
	基づく改善	取扱いを見たところ、検査時に火気厳禁の表	0 施設については、平
	を早急かつ	示をするなどの改善指導を行ったにもかかわ	成21年8月7日ま
	確実に確保	らず、指導後の改善状況が未確認であったも	でに再立入りや電話
	すべきもの	のが10施設認められた。	にて、改善確認、指示
		また、Gは火薬類取締法施行規則で定める	願等の書類の受領を
		数量を超えて火薬類を貯蔵していたため、改	終了した。
		│善指導を行っているが、指導後の改善状況に │ついて、現地に赴き直接確認していないこと	また、 G について も、平成 2 1年 5月 2
		フいて、現地に赴き直接帷祕していないこと	も、平成21年3月2 0 日に現地に再立入
		か認められた。 この結果、11施設に係る指導後の改善状	りらに呪地に再立八 りを行い、改善したこ
		一つの結果、「一心故にぶる指導後の以書が、 一況が確実に捕捉されていないこととなり、適	とを確認した。
		切でない。	

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	修学資金 の貸与休止 手に行う できもの	医療政策部は、東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき、東京都看護師等修学資金貸与制度を設けており、条例では、休学者に対しては休学日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を行わないものとすると定めている。 ところで、南多摩看護専門学校の休学者に対する修学資金の貸与手続きについて見たと立る。学校が日の休学届を受理したにもかかわらず、必要とされる手続を行わなかったため、日が休学中にもかかわらず、部が日に貸与を行っていたことが認められた。	100名 東田の 「大学」 「大学 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学
福祉保健局	単数見積 による随意 契約を適切 に行うべき もの	北療育医療センターでは、庁舎の改修工事に伴い、什器類等の運搬を委託しているが、この運搬委託契約について見たところ、予定金額が30万円を超える1件を除いて、全てが単数見積となっていること、また、同日を起数日の間に複数の運搬委託契約を起案していることが認められた。 契約をまとめることで競争入札や見積競争となれば、単数見積に比べて競争性が生じることから契約金額の低減が期待でき、また、契約事務の簡素化、効率化にも資するものである。	各施設に対し、本指 摘内容について平成 21年6月の庶務担 当係長会において周 知を行い、契約におけ る競争性の担保及び 事務軽減について注 意喚起を行った。
病院経営本部	査診療 が が が で が で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	都立病院では、基金等から診療報酬査定減の通知があった場合、各病院で保険診療委員会を開催し、査定減の内容に納得できないと判断したときには再審査請求を行うこととしている。ところで、神経病院における再審査請求事務について見たところ、委員会で決定しているるにもかかわらず、その請求が遅延しているものが毎月発生し、監査日現在、未請求のものが16件にのぼることが認められた。	おいて では

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	修りはいる。そのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	大塚病院は「自走台車設備保守委託」の契約をIと締結しており、当該契約の仕様書では2,000円未満の部品についてはIの費用負担とされている。ところで、病院は、当該契約とは別に、Iと自走台車式搬送設備の修理契約を2件締結し実施しているが、2件の修繕契約の内訳書を見ると、保守委託契約でIの費用負担により交換すべき2,000円未満の部品の交換についても、修繕契約の経費に含めており、このため、10万4,055円が不経済支出となっている。	概要 平成21年7月9日、1月9日、1月9日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1月1日、1
病院経営本部	検食を適 正に行うべ きもの (大塚病院)	都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検するため、お院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。しかしながら、平成20年度における検食実績を確認したところ、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、検食を行わなかった日があることが認められた。	で で で で で で で に で で に で で に で の で に で の に で の に で の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の
病院経営本部	検食を適 正に行うべ きもの (神経病院)		平成21年6月の 栄養委員会にて、監査 指摘事項を報告し、 医局会での周知への を 担での原科への を が のでで のでで の の の の の の の の の の の の の の の

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部	検食を適正もののでは、一般である。	都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検するため、病院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。しかしながら、平成20年度における検食実績を確認したところ、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、検食を行わなかった日があることが認められた。	大いでは、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で
部	快 限 に 行 う で に の (梅 ケ 丘 病院)		使良い 関いて、 関いて、 関いて、 関いて、 関いて、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 関いで、 での説ので、 での説ので、 での説ので、 での説ので、 でのに、 でのに、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でいる。 でい。 でいる。
中央卸売市場	使用料等 の債権管理 を適切に行 うべきもの	大田市場における使用料等の債権管理について見たところ、次のような問題点が認められた。	使用いて、 (特別では、集し、 (特別では、集し、 (特別では、生物では、生物では、生物では、生物では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
中央卸売市 場	物品購入 に係る契約 手続を適正 に行うべき もの	管理部は、「再生トナーカートリッジの購入」契約をJと締結している。ところで、契約関係書類と、Jに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。	物品購入に係る契 約手続の適正化につ いて、平成21年10 月6日付け事務連絡 により、局内各部に適 正な事務処理を行う よう周知徹底した。
中央卸売市 場	物品購入 に係る契約 手続を適正 に行うべき もの	大田市場は、「プラグ外16点の購入」契約をKと締結している。 ところで、契約関係書類と、Kに対して行った文書照会による関係人調査の結果を照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。	
中央卸売市 場	簡易専用 水道の管理 を適切に行 うべきもの	築地市場では、簡易専用水道を設置し、簡易専用水道の検査(法定検査)を築地市る。 ル管理法関係委託契約の受けた法定検査結認のよころで、受託者から受けた法定検査が認定を選がいて見たところ、次の事実が認められた。 水道法施行規則、味など異常の年保では、治の色、濁り、保など異常ののは、その記録を3年保でのは、活定検査の際にその記録を3つい、在のは、とない。市場はことなっての記録がないのでは、とない。 を受けることとなっている。市場はことない。 を受けることとなっている。市場はことない。 を受けることとなっている。市場はこれでが、記録簿を作成していなが、記録がはでいてが求めたいでがある。 検査報告書には、速やかな対応が求めい、であります。では、またいない。	飲料水の外は、 21年4月にと 持査することでは、 21年ののことでは、 21年ののことでは、 31年ののことでは、 31年ののことでは、 31年ののでは、 31年のでは 31年ので 31年のでは 31年のでは 31年のでは 31年のでは 31年のでは 31年のでは 31年のでは 31年ので 31年ので 31年ので 31年の 31年の 31年の 31年の 31年の 31年の 31年の 31年の
建設局	道の対定は をき おりかん はいかい はいかい はいかい はいかい はい	北多摩北部建設事務所は、道路占用料を滞納している14者のうち、6者に好状を送付したのみで、他については督促状を送付したのみで、他については督促状を送付けない。また、督促した場合でも、督にない。これは、各事務所は、道路管理部が作成した「道路占用料債権回収マニュアル」に準拠しきによるもの徴収等を行っているが、「道路占用料の徴収等を行っているが、「道路占用料の徴収等を行っているが、「道路占用料の徴収等を行っているが、「単型・では、督促すべき明確に定められていないことを明確によるものである。 一様に督に対し、時期を定めるとともに、各事務所を指導されたい。	

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局	道路及び 河川占用料 の納期限を 適正に定め るべきもの	東京都道路占用料等徴収条例及び東京都河 川流水占用料等徴収条例では、占用期間が複 数年度にわたる場合、2年目以降の道路及び 河川の占用料について、毎年4月30日まで に徴収するものとしている。 ところで、第三建設事務所における占用料 の納入状況を見たところ、条例に定める期限 内に納期限が設定されておらず適正でない。	平成21年2月の 管理課係長会におい での徴収事務を定めり に行い、条例で定められている4月30日 までの納期限を理課で するように管理課で 員に周知徹底を図った。
建設局	単事をる通のをおの価の明た管協記く知必確め理議録べ	北多摩南部建設事務所は、単価契約工事にとりポストコーンの設置、植込み等廃止・1の設置変更等を行っている。 とので、道路を理者の間で設計協議には、行い、協議内容に従を理者の間で設定を要して、適当をで、一次のでのでで、一次のでででは、一次のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	で が で は 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 1 で 1 に 1 で 1 に 1 で 1 に 1 で 1 に 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 に 1 で 1 に 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で に 1 で に に 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で に に に に に に に に に に に に に
建設局	所 勝 り の を い の を の の の の の の の の の の の の の	北多摩南部建設事務所は、事業用地管理施設設置工事により、武蔵野市中町の事業用地に、平成19年度に設置したパイプ柵13個を撤去し、新たにガードパイプを設置したのまました。 これは、用地を取得するにあたり、売主地を現り、都が買収した事業用地を売主の自動車が通行である。 この結果、平成19年度工事におけるがのまま、工事課が事業用地にパイプできなったため、売主の要望により撤去したものである。 この結果、平成19年度工事におけるガードパイプの設置費用41万8,964円とあるの149万7,049円が不経済支出っている。	事実にの 事実に 事実に また

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
港湾局	埋守の一条理行のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	東京港管理事務所では、大田区東海ニーで、3社に一時貸付ところいるが、その事務の理を行って見たとっているが、その事務が、2世を行っているがのとおり、不適切では、都有地に当たっては、都有地に当たっては、都有地に当たっては、都有地に当たっては、都有地の場合は、1からのとのがらいる。	のに は は のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに と のに のに と のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに
東京消防庁	産のほうである。というでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、	産業廃棄物の処分を委託する場合には、産業廃棄物処分業者に委託しなければならない。 しかし、日野消防署における「日野消防署にか2か所の塵芥処分」契約を見たとといるととは、自ら仕様書で産業廃棄物処分業計可証の確認を行うことなく、処分業者ではないLと契約しているのは適正でない。	つ2物解棄処とた 理条把理認1でし徹たい月に除物分締。 に例握及を年各、底当ない月に除物分締。 に例握及を年各、底該は日る、収約し、棄い内、契う月に正る対け約に運許善 の、をな履、8し務うれげ約に運許善 の、をな履、8し務うに運許善 の、をな履、8し務らに年棄部廃び者っ 処やに処確2け知をした年棄部廃び者っ
交通局	行政財産 の使用許可 等を適正に 行うべきも の	駅務管理所における行政財産使用許可の状況について見たところ、資産運用部は、駅構内売店が在庫商品収納に使用する補助ボックスの設置に係る使用許可を行っていないため、行政財産の使用料が未徴収のものが認められた。	平成21年8月2 5日付けで、駅構内売 店への使用許可を行 うとともに、未徴収使 用料の請求を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	下水道料 金の減額を 適正に行う べきもの (大田北 営業所)	パン製造小売業種について、下水道料金の 減額を行うに当たっては、小売店舗を設けて おり、かつ小売業の売上高が全体の売上高の 1/2以上であることが条件とされている。 ところで、大田北及び大田南営業所につい て見たところ、条件を満たしていないにもか かわらず減額を継続していた。	本件については、平 成21年2月12日 付けで減免適用を解 除した。 大田北営業所は、平 成21年2月4日に、 大田南営業所は、同年 2月6日に監査内容 を所内職員に周知し
水道局	下水道料 金の正もの べ大所)		た。まは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
水道局	公衆の名は、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、公衆のると、、のると、、のなる、、のなる、、のなる、、のなる、、のなる、、のなる、、	中野営業所において、水道料金及び下水道料金の減額を行っている公衆用水栓について見たところ、中野区立「江古田の森公園」の水栓は、減額対象外施設である水害対策の調節池用であることが認められた。	平日解、まのに指明知業月監知及よ 年け問指理平日解、まのに指明知業月監知及よ 年け問指理平日解、まのに指明知業月監知及よ 年け問指理平日解、まのに指明知業月監知及よ 年け問指理平日解、まのに指明知業月監知及よ 年け問指理の 1 解 1 を 1 を 2 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	総計扱いの上の上の正さられるでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	同一の使用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、水道料金の算定は、各メータで計量した水量の計を使用水量としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼びこととの解金を適用して、料金にう。)。また、下水量料金について、一般出版では、一般地内では、その排出量を一分にでは、そのがでは、では、一般地内では、では、一般地内ででは、では、一般地内ででは、一般地内ででは、一般地内ででは、一般地内ででは、一般地方が、一般地方が、一种ないが、一般地方が、一种ないののではないののではないののではないののではないから、一体のののではないののではないののではないのではないののではないのではないのではない	では、1000 で
水道局	総計では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	豊島営業所において、次のとおり、総計扱いにすべきにもかかわらず、これを行っていない事例が認められた。このため、従量料金について、使用水量を合算して算定していないほか、下水道料出量を合算して算定していない。 Nは、同一敷地内に各々呼び口径40mmのメータを設置していない。 Oは、同一敷地内に4つのメータを設置しており、所は3つのメータを総計扱いにしているが、残りの呼び口径40mmのメータについても、併せて総計扱いにすべきところ、総計扱いにしていない。	本件については、平 成21年2月25日 及び同年3月3日付 けで総計扱いのグル ープ設定を行った。 豊島営業所は、平成 21年1月29日に

			講じた措置の
対象局	事項	監査結果の要約	概要
水道局	企業用の選挙を受ける。 では、	工事等に伴い、工事請負者が浄水場用地内に現場事務所等の設置を必要とする場合には、東京都水道局固定資産規程に基づき、企業用固定資産の使用許可を行い、土地の使用料を徴収している。使用料は、前年(平成19.1.1)の相続税路線価を基準とし、年度の期首(平成8年としている。ところで、金町浄水管理事務所における企業用固定資産の使用許可について見たとの実別が場内の工事等に伴う浄水場用地の算定に際し、時点修正に必要に発力の算定に際して計算したため、移正月数と修正率を誤って計算したため、地使用料21万5,252円が徴収不足となっている。	1 す 務に確指 平日に指知 然職体料見 1 す 務に確指 平日に指知 然職体料見 2 が の に が の に の に で る 化 書 か 的 に 、 5 所 の 周 未 、 ク 用 の た い が 後 適 職 た 部 月 事 監 い 。 り よ ェ び 書 っ 水 ら 事 か 的 に 、 5 所 の 周 未 、 ク 用 の た 説 な に で る 化 書 か 的 に 、 5 所 の 周 未 、 ク 用 の た の た に な に な に な に な の た に な ら い な に な の た に な の た に な の た に な の た の た い の た に な に な に な の た の た い の の た い の か い の た い の か い の か い の た い の か い の か い の か い の か い の か い の か の れ い の か い か い
水道局	未収金の 収納になっ 現処理を行うべきもの	経理部では、水道メーター買入れ契約に係る損害賠償金について、東京簡易裁判所による調停成立に伴い、Pに対して損害賠償金(316万4,700円)の調定を行い、分割払いとして平成18年7月に36回分の納付書を一括で送付しているが、この損害賠償金の納入状況について見たところ、21回目(納期限:平成20.3.31)から未納状態(残金:141万3,264円)が続いていることが認められた。ところで、調停条項では、ままで、「分割金の支払を2回以上怠ったときは、申立人は当然に期限の利益を失い、債務金額の残金に遅延損害金を附加して支払う。」来した残金の回収について、督促等を行っていないのは適正でない。	書記 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
水道局	草刈等業 務委託の履 行確切に行う べきもの	多摩給水管理事務所における草刈等業務委託の作業完成報告書を見たところ、南野給水所及び坂浜浄水所において、芝生手入作業の工種を除草(疎)及び芝生手入(機械式)とすべきところ、誤って、芝生手入(機械式)及び芝生手入(手刈)としているにもかかわらず、所は検査を合格としている。このため、本来の工種と比べると18万7,511円が過大となっている。	過大文記を 一世の では20年額の では、立とでが、 では、立とでが、 では、立とでが、 では、近には では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	草刈等でである。おは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	楢原給水所においては、給水所の敷地が近隣住宅地及び小学校の通学路と極めて近接しており、機械を使用した芝刈りでは作業中に、小石等が飛ぶなど危険であるとしているが、写れまたところ、草刈りを手刈りを行うこととしているにとが認められた。 一般的には機械を使用して芝刈りを行う以でいることが認められた。 一般的には機械への配慮からあえて手がいるとしていることから、作業当日、など、おりとしているである。	対っ械し 革1をうて図 託に確のす確と別っ械し 革1をうて図 託に確のす確と
水道局	同一業務 の契のを統 合しで図る できもの	各支所では、水道工事に伴う、断水・にごり水の発生を事前に知らせるためのビラの印刷について、それぞれ委託契約を締結しているが、印刷されたビラを見たところ、様式、内容が同一のものであり、各支所が別々に契約する必要性がないことが認められた。 そのため、これらを給水部でまとめて、一括で契約し印刷すれば、 印刷数量が大量になること、 製版料を重複して支払わなくて済むことにより、契約単価を下げることが可能となる。	平成21年3月1 8月付け事保証の 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1年3月で、 1日で、 1日で、 1日で、 1日で、 1日で、 1日で、 1日で、 1日

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	契約でである。要がある。 おいがい おいがい おいがい おいがい おいがい おいがい おいがい おいが	朝霞浄水管理事務所は、プロパンガーの供いて Q と契約を締結して、契約約を締結して、契約約を締結して、契約約を締結して、契約約を締結して、対域のでは、19年度の当が、上げる。のは、25円/でのでは、19年度のからには、19年度のからには、19年度のが、上げるでのが、上げるでのでは、19年度のが、上げるでのでは、19年間が、19年間	2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 5 5 6 6 6 7 6 7 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
下水道局	下時時にある。下時時にある。一時の一事務ができます。	東部第二下水道事務所において、下水道の一時使用にかかる音で、以下の事務のである場合でではいいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	指摘事項について、 平成21年4月の 1年4月の 1年4月の 1年4月の 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月年が 1月で 1月で 1月で 1月で 1月で 1月で 1月で 1月で

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
下水道局	下水道の一時使用料金の調定を適正に行うべきもの	北部第一下水道事務所で行なわれている下水道の一時使用料金の調定について見たところ、1時間あたりの排出量の計算を誤ったため、調定金額が合計35万余円(2件分)過少となっている事例が認められた。	過少調定については、平成21年1月27日に料金の更正を行い、不足分についてV及びWに請求し、徴収した。また、指摘事項について、同年4月の業務係長会において、同年発防止を同知徹底した。
下水道局	量水器の 有効期限切れに対応について	東部第一下水道事務所の減量認定について見たところ、量水器の有効期限(8年)が切れてから相当期間が経過している事例が認められた。 所は、期限切れとなる前に事業者に決からにもかがあるにもかかわらして期限切れとなった場合にかからして指導する必要があるにもかかわらして事例であるによる指導を行っていない事例(利用者 X)、減量認定分の使用量が多いによる指導を行っているが多いであるが記録というであるが記録というにもののその交渉の交渉のであるが記録されていない事例(利用者 Z)など、適切な指導が行われておらず、未交換となっている。	取対は756しの務月いし限と注な所属対は756しの務月いし限と注な所属対は756しの務月いし限と注な所に対して成、、に。まて長業各水い前促を対方で成、、に。まて長業各水い前促を対方でがしてはれ、にの会議業の期事なうにすがは756しの務月いし限と注な所に対してがある。
下水道局	ボイラー 減量につい て	水道水による汚水を排出して下水道を使用した場合は、水道の使用水量を汚水の排出量とみなしている。 しかし、ボイラーにより生成した蒸気を直接使用し、大気中に蒸発する場合は、減量の対象となり、減量は、ボイラーから排出される水(ブロー水)の量を実測する方法を原則とし、これによることができない場合は、ボイラーの性能や作動実態などに基づいて定より算出している。 ところで、経理部はブロー水のデータを実測できるにもかかわらず定率により減量を行っている。(件数9件)	指摘のあった9件のうち、減量適用中止の申し出のあった1件を除く8件については、ブロー水の量を実測する方式に事務処理を改めた。

			講じた措置の
対象局	事項	監査結果の要約	概要
下水道局	告示地域 における地 中浸透につ いて	下水道法によれば、公共下水道の供用が開始された場合(以下「告示」という。)に、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために設す水管、排水渠その他の排水施設を設まればならないとされている。しかし、東部に大水道事務所は、Aが告示地域内において下水道に接続せずに地中しているにもかかわらず、大家であるBの支払して徴収することを認めている。	平成 2 1年 5 月 7 日に A の減量認に、 日に A の減量もに、 日に 5 月 1 3 日に 5 月 1 3 日に 6 月 1 5 日に 公 5 日に 3 日に 6 月 1 5 日に 4 が 5 は 5 日に A が 道に 排除 した。
下水道局	債権管理を適べきもの	中部下水道事務所は、旧南部建設事務所(平成20年4月1日廃止)から工事契約解除に伴う契約違約金1,691万6,550円の債権を引き継いでいる。 ところで、当該債権は、平成19年10月4日に破産手続きが開始されており、旧南部建設事務所は、破産管財人に破産債権届出書を出しているが、この債権を引き継いだ所は、債権・債務管理台帳に原議を引き継いだ旨を記載するのみであり、破産債権者変更届けなど必要な対応を行っていない。	水こ者年破東るの廃た定成付ら 止配定1で損水こ者年破東るの廃た定成付ら 止配定1で損水に対した がののしまり がこれの が手 1 産 で領な定がれり でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
下水道局	行政財産 使用かり すべき の積 で で を もの	局は、日本ビルヂングの一部を区分所有しており、その事務室の一部についてCほか5者に対して行政財産の使用許可を行うとともに、行政財産使用許可書第9条に基づいて、事務室の管理に必要な経費を算定のうえ、各使用許可相手から負担金の徴収を行っている。 ところで、当該負担金の徴収状況を見たところ、消防用設備保守点検委託経費が積算に入っていないため、徴収金額が27万3,637円過少なものとなっていることが認められたのは適正ではない。	当該消防を 2 年 日 1 日 2 日 3 ま 消防を 3 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
下水道局	消耗品等 の購入契約 に係る事務 を適正に行 うべきもの	中部下水道事務所は、入孔鉄蓋2点ほか5点の契約を平成20年4月30日にDと締結している。当該契約によると、納入期限は同年5月16日となっているが、物品の一部が実際に納入されたのは、同年5月29日であった。 しかし、所は、契約の履行期限内に全物品の納入があったとして、同年5月27日に契約代金を支払っているのは適正でない。	1003 (A)
下水道局	消耗品等 の購入契約 に係る事務 を適正に行 うべきもの	西部第二下水道事務所は、焼結金属フィルターガスケット2点ほか21点の契約を平成20年7月17日にEと締結している。しかし、当該契約において仕様書と納品が相違しているにもかかわらず、所は、使用上支障がないとして検査を合格とし、契約代金を支払っているのは適正でない。	仕様書と相違なく 納品されている適 正に検査を行う知されるように、今後この 担当また、今後じない よことが生じないように、改めて平成2 1年2月の事務所度周 気において、再度周 知徹底を図った。
下水道局	契約事務 を適正に行うべきもの	森ヶ崎水再生センターは、「せせらぎの杜整備作業」委託契約を見積もり合わせのうえ、随意契約により締結している。(契約金額:63万円)ところで、当該契約における仕様書を見たところ、作業場所の面積の他は、整備作業の具体的な規模や内容が一切記載されていないため、契約金額が適正なものとなっているか検証できない。	指摘の趣旨を踏ま え、今後同様の業務委 託を行う場合は、仕様 書に施設規模や具体 的作業内容を記載し、 適切な見積りが出来 るものとするよう、関 係課に周知した。
下水道局	パソコン 機器 契にの の できもの	総務部では、業務用パソコン機器のリース 契約を、平成19年度まで締結し、締結し、年度に6ヶ月間の再リース契約を締結しる。 ところで、当該再リース契約金額の一ス契約金額の一ス契約の保守料の10倍以上の額となってシシンの保守料の10倍以上の額となってが認められた。 しかし、「IT経費適正化マニュアル」(パ、ことが認められた。 しかし、「IT経費適正化マニュアル」(パ、この保守料の目のにはは、下水道局についるではなり、10倍以上とを原則としていること契約の再リースの保守料が10倍以上とを原則とはなり、2、570万余円(監査場別ではなく、2、570万余円(監査場別ではなく、570万余円(監査場別ではなく、570万余円(監査事別のではなく、570万余円(監査事別)が削減可能であったと見込まれる。	今後、再リース契約 に関いては、ユエアル 等をでは、カースエアル 等をでは、カースエアル ででは、カースのでは、カースのでは、カースのでは、カーのでは、カースでは、カースでは、カースでは、カースでは、カースでは、カースでは、カースでは、カースをできます。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
下水道局	生石灰の 納品検査を 適正に行う べきもの	森ヶ崎水再生センターは、「森ヶ崎水再生センター生石灰供給単価契約」を結び、中央防波堤外側廃棄物処分場その2地先へ生石灰を納品させている。ところで、契約の仕様書では、品質検査は納入毎に納入製品から試料を採取のうえ、センターが承諾した分析機関によりがある。センターが承諾した分析機関による品質検査が行われていないにもかかわらず、製造元の試験結果報告書って検査合格としており適正でない。	て関し特般で2書の質造告うに で関し特般で2書の質造告うに で関し特別で2番のでは、でいるで、で、で、で、で、で、ので、で、で、ので、で、で、ので、ので、ので、ので、ので
下水道局	緊急施工 の実施を 認動を 記動を 記動を を を を もの	施設管理部は、区部の管路施設において、 緊急又は迅速に補修が必ずとなった場補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事を締結している。 ところで、緊急施工は、指示後72時間以内に着手すべきものにもかかわら理マニュンがでは、72時間以内では、72時間以のでは、72時間以のでは、72時間以のでは、72時間以のでは、3ことがより定めているがが事項により定めている。 では、72時間以たがは、当当のため、中では、72時間以た単価によりにもないままでは、72時間以た単価によりでのため、中では、72時間以た単価により、事務の理手順及び様式を改められたい。	業務の が表現 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
			概要
下水道局	他企業に と は は は は は は は は は な は な は の の の の の の の の の の の の の	下水道工事と同時に他企業が道路下水道工事を行い、路面復旧を行った場合、が当該他企業にかかる路面復旧負担金は、所が額が適正をもして、直接他企業に支払が適正を直接他企業に支払って、直接他企業にある。しかし、中部下水道事務所においまでである。しかし、中部下水道事務所にお業道の計算の計算の計算を単価契約工事は、本の道路では、本の道路である。 1件あたり2万円の共通仮設費を過剰に出る。 1件あたり2万円の共通仮設費を追加する。 1件あたり2万円の共通仮設費を追加する。 1件あたり2万円の共通仮設費を追加する。 1件あたり2万円の共通に伴う負担金を適当は、他企業の道路復旧工事に伴うる。	世界の当当社年を で伴う活動では では では では では では では では では では
		の支払方法が適切なものとなるよう所を指導 されたい。	た。
下水道局	営業負別では、受けるでは、対象のでは	北部第一下水道事務所は、台東区浅草二丁目が正時標準工事施行に伴い、立坑発進の作業基地等として自用するを122.71㎡借りており、所は、これに伴い賃業損失補償金として2,155万904円(賃借期間:平成19.3.1~平成20.11.13)を支出している。しかし、この営業損失補償金(月額105万5,000円)の営業債金(月額20元と記載の当時にあたこに記載のでは、この営業申告に記載のでは、19年1月の公司を表しているが、のののでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月のでは、19年1月では、19年1月によりでは、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりによりには、19年1月によりによりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月によりには、19年1月日によりには	今後、営業損失には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
教育庁	授業料の 減免を適正 に行うべき もの	松原高等学校では、平成20年12月17日に受け付けた授業料減免申請について、平成20年3月の住民票記載事項証明書と平成19年度特別区民税・都民税課税証明書を用いて、世帯認定・収入認定している。収入認定は、本来、申請日直近の世帯構成員にかかる平成19年の収入に基づき収入認定額を算出すべきであり、これらの証明書類によるり、記定では、申請日の9か月前の世帯構成員にかかる平成18年の収入に基づき収入認定額を算出していることとなり、適正でない。	平成21年6月2 5日に松原高等学校 に対し、授業料減免事 務の手引きにので ・申請時点での ・申請時点よよい の証拠書類によよい ・の証拠書類によよい ・ので、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、申請が ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
教育庁	学校の の 支援の まか と き き き き き き き き き き き き き き き き き き	図書館は、学校教育の支援を目的の一つとしており、支援を効果的に行うには、学校が、教育方針に沿った選書基準等を定め、図書を選定し、購入することで、適切な蔵書を持つことが必要である。ところで、学校では、今後も納品される見込みのない図書について、同様の情報を持つ図書を購入するなど未納本対策を行っている事例が認められないなど、教育方針に沿った適切な選書基準等を定めないまま、必要のない図書を選定している。	指導部は、平成21 年9月9日に、全都立 学校に対して、学校図 書館運営計画におけ る資料選定方針(選書 基準)を定めるよう通 知した。
教育庁	リースに かかる適切に 積算す もの	東部学校経営支援センターでは、長期継続契約により商業教育用ネットワークサーバなどの借入を行っている。本来、平成20年度の保守料率は、年間7%であるが、都立学校教育部がこれを適切に指導しなかったため、センターは誤って8%として積算している。この結果、1,679万255円の過大積算となっている。	連絡系えています。 連絡系えては、 をの成なののでは、 ののでは
教育庁	委託先を適切にもの	都立学校教育部は、天宗語の 主要を を を を を を を を を を を を を を	競争性や公平性を確保するため、事業者の選定など適正などのではない。周知徹底を行った。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
教育庁	使用電力 量にあわせ て電力供給 契約をきもの	教職員研修センターは、平成18年9月より契約電力を520kWとして電力供給契約を締結しているが、直近3か年の月別の最大需要電力を見ると、最も多い8月でも500kWを下回っている。ところで、電力会社は、契約電力が500kW未満の場合、直近1年間のなかで最も高い大きい月の電力を基本料金とするから500kW未満で契約すれば、113万余円(試算)の電気料金を節減できる。	契約電力について、 東京電力株式会社に 対して手続きを行い、 平成21年6月28 日に契約を変更した。
人事委員会 事務局	受験票等の印刷を競争契約とすべきもの	試験室は、各種選考試験等の実施に係る一連の電算処理業務の委託について、Gと特命随意契約(単価契約)を締結している。ところで、選考試験等に係る電算処理委託の契約内容について見たところ、電算処理業務のほかに、受験票や合格通知書等の印刷業務も併せて特命契約としていることが認められた。 しかし、印刷業者であれば作成可能な仕様に基づく受験票等の印刷について、Gを相手方として特命契約を行うことは適正でない。	平成21年4月以 降に契約を締結した 電算処理委託につい ては、受験票等の印刷 を、委託契約から分離 し、特命随意契約によ らず、競争見積による 随意契約に改めた。

〔平成20年度決算審査(各会計歳入歳出)〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
主税局	物品につ いて	物品4点(エアーコンディショナー4点) が過大に登載されている。	物品4点について、 平成21年6月24 日に物品管理システムから削除した。 また、平成21年9 月2日付け事務連絡により、局工事担当部 署に対し、物品登録依頼の手順について周 知徹底した。
生活文化スポーツ局	公有財産 について <土地>	土地307.6㎡(江戸東京博物館敷地の 一部)が過大に登載されている。	平成21年7月9 日に財産情報システムにより分割減の修 正入力を完了した。
環境局	債権について いて	貸付金1,112万117円(保存樹林地 等公有化資金貸付金)が計上漏れとなってい る。	平成21年10月 23日に公有財産増 減異動通知書(債権・ 基金用)により会計管 理局長に通知した。
産業労働局	会計処理 について <中小企業 設備導入等 資金会計 >	(款)事業収入(項)貸付金元利収入(目) 高度化資金の調定額及び収入未済額が31万 7,836円過大に計上されている。	平成21年8月1 1日に更正処理をし た。
産業労働局	債権につ いて	債権1,319万7,100円(建物賃貸借契約に基づく敷金)が計上漏れとなっている。	平成21年10月 30日付けで公有財 産増減異動通知書(債 権・基金用)により会 計管理局長に通知し た。
教育庁	物品につ いて	物品2点(エアコン室外機2点)が過大に 登載されている。	物品 2 点について、 平成 2 1 年 9 月 9 日 に物品管理システム から削除した。

[平成20年度決算審査(公営企業各会計)]

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
交通局	経費の配 分及び適正 に行う もの	局は、地下鉄駅構内等警備業務委託(契約金額:7,497万円)を契約している。ところで、この契約は、Hと都電荒川線、日暮里・舎人ライナー及び都営地下鉄4線の警備を委託するものであるが、経費の会計処理について見たところ、高速電車事業会計の損益計算書に全額計上していることが認められた。しかし、都電荒川線及び日暮里・舎人ライナーについては、交通事業会計で支出すべきであり、警備業務委託に係る経費を高速でない。	平成21年7月1 日付けで過年度損益 修正処理を行い、高速 電車事業会計から交 通事業会計へ経費を 計上した。

〔平成20年行政監査(庁舎の管理(安全対策と環境対策を中心として)について)〕

(1)庁舎の安全対策について

事項	什器・備品類の転倒・落下防止対策を検討すべきもの
監査結果の 要約	各事業所においては、事業所防災計画に基づき、地震による災害を防止し、職員その他の生命及び身体の安全並びに都の所有に属する財産及び物品の保全を図ることとしている。 ところで、各庁舎内に設置されている什器、備品類に対する固定・補強等の状況について見たところ、表3のとおり、書庫、更衣箱、テレビ等に対して地震発生時の転倒・落下等を防止するための措置を十分に講じていない事業所が多数認められた。 各局は、早急に各庁舎の状況を点検のうえ、有効な固定・補強を行うなど、地震が発生した場合の庁舎内における什器・備品類の転倒・落下等の防止対策を検討されたい。

(表3) 什器・備品類の転倒・落下防止措置が不十分な事業所及び講じた措置の概要

局 名	庁 舎 名	講じた措置の概要
環境局	廃棄物埋立管理事務所 多摩環境事務所(立川合同庁舎)	ロッカー、冷蔵庫等転倒の恐れがあるものについて、耐震用具により補強 を行った。
	東村山老人ホーム	転倒・落下等の防止策がなされていない箇所の点検を行い、転倒防止器具を速やかに購入し、平成21年1月までに取付けを完了した。
	東村山ナーシングホーム	平成21年2月に、転倒防止策がとられていない箇所を確認し、職員により転倒防止器具の取付けを行った。
	府中療育センター 北療育センター城南分園	センター内における什器・備品類への転倒防止策について必要箇所を把握し、現状に問題のあるものについては 転倒防止策を施した。
福祉保健局		転倒・落下等の防止策がなされてい ない箇所の点検を行い、直ちに市販の 器具による固定を行った。
	児童会館	平成20年11月の第三回安全衛生 委員会において、転落・落下等の防止 の措置について、検討を行い、その後、 各ひろば等で転落防止対策がなされて いない箇所の確認を行い、転倒・落下 防止措置を行った。
	北多摩看護専門学校	平成20年11月の校長会において、各都立看護専門学校に対し、状況の点検及び措置に必要な経費の報告を依頼し、その報告結果をもとに、什器・備品類の転倒・落下防止策を講じた。

事 項	消防計画等について適正に管理すべきもの
監査結果の 要約	消防法では、防火対象物の防火管理者は、消防計画を作成し、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとし、内容を変更したときも同様とするとしている。消防計画については、届出後これを紛失した場合には、その時点で失効することとなり、新たに作成を要することとなる。また、火災予防条例では、防火対象物の使用を開始する日の7日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとしている。各庁舎における消防計画等について見たところ、表4のとおり、不適正な事例が認められた。各局は、消防計画等について適正に管理されたい。

(表4)消防計画等について適正に管理されていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内 容	講じた措置の概要
建設局	第五建設 事務 事 東 第 第 第 第 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	・ 合同庁舎全体及びそれぞれの事務所 の消防計画の所在が不明となっている。 ・ 合同庁舎の統括防火管理者及び江東 治水事務所の防火管理者の変更届を提 出していない。	第五建設事務所は、平成21年 4月10日に消防計画作成(変更) 届出書及び共同防火管理協議所召 作成(変更)届出書を所轄消防と 行成した。統括防火管理者の上、 共同防火管理協議事項作成(変更) は、所轄消防署と打成(変更 以管理協議事項作成(変更) 届出書に大野での 展出書に大事務所計での により 展出を行った。 を理協議事項作の により 展出を 行った。 者出 に 日 に の の の 所 の の の の の の の の の の の の の の の
港湾局	港南庁舎	複数局の合同庁舎となっているが、組 織改正に伴う、消防計画の変更届を提出 していない。	東京港建設事務所では、平成2 1年3月24日に消防計画変更届 出書及び共同防火管理協議事項変 更届出書を東京消防庁高輪消防署 長あてに届出を行い、受理された。
	調布飛行 場管理事 務所	平成18年に国から譲り受けた管理 事務所について、防火対象物の使用開始 届を提出していない。	調布飛行場管理事務所では、平成20年12月に防火対象物使用開始届出書を東京消防庁調布消防署長あて提出した。

事項	避難通路及び避難口を適切に確保すべきもの
監査結果の 要約	火災等の災害発生時の安全で円滑な避難のためには、障害物のない避難通路・避難口の確保が不可欠である。 各庁舎における、避難通路等の状況について見たところ、表5のとおり、不適切な状況が多数認められた。 各局は、避難通路及び避難口を適切に確保されたい。

(表5)避難通路及び避難口が適切に確保されていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
	東村山老人ホーム	桜棟各階両端の2か所の避難口及び 非常進入口の前が喫煙場所になってい るが、空気清浄機、ソファーなどが設置 され、避難等の際の障害となっている。 避難階段への入口にプランターが置	平成21年3月、避難口と非常 進入口の障害となっていた既存喫 煙場所のソファーを撤去し、避難 通路等を確保した。 防火扉の開閉を妨げない位置に
福祉保 健局	東村山ナ ーシング ホーム	かれており、防火扉の障害にもなっている。	プランターを移動した。
	北療育医療センター城南分園	避難口手前の通路にベビーベッドが置かれており、車椅子の通行に必要な幅員が確保されていない。	平成21年2月27日に、ベビーベッドを必要な幅員を確保できるものに交換した。
水道局	本郷庁舎	水道歴史館は、防犯上の理由で避難扉 を施錠しており、非常時に避難できない。	工事担当部署と現地状況の確認を行い、1階から3階の展示室内側から水運用センターへの連絡口及び非常口の表示のある扉の鍵について、非常錠に交換することにより、災害発生時の避難経路及び避難口を確保する対応を行った。
	和泉庁舎	3階の通路において壁際に洗面台を 設置した場所の幅員は、法定の幅員を確 保していない。	平成21年6月の庁舎改修時に 洗面台の撤去を終了し、避難通路 の幅員を確保した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局	訓練を持つできまれている。またでは、おおおおいでは、おおいでは、おおいでは、おおいでは、おいでは、おいでは、お	東京都地域防災計画では、事業者に対対応基ともで、 事業者に対対応基ともで、 組織に、 時の者を徹底するともで、 は、	割練生のいて、

(2)庁舎の環境対策について

事項	廃棄物処理を適正に行うべきもの
監査結果の 要約	事業活動に伴って発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)により、事業者が自らの責任において適正に処理すること、運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、廃棄物処理の受託者は、その処理を他人に再委託してはならないこと、と規定されている。 各局における廃棄物処理について見たところ、表6のとおり、適正でない点が認められた。 各局は、廃棄物処理を適正に行われたい。

(表6)廃棄物処理が適正に行われていない事例及び講じた措置の概要

局名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
福祉保健局	北療育医療センター城南分園	廃棄文書の処理について、 ・ 一般廃棄物を産業廃棄物処理業者に 委託している。 ・ 受託業者は第三者に再委託してい る。	平成21年3月9日に締結した 文書廃棄の契約については、収集 から処理まで一貫して処理ができ る一般廃棄物処理業者から受託者 を選定し委託した。
下水道	有明水再生センター	庁舎が江東区の施設との合築で、共有 部分の管理は共同で建物管理業者に委 託している。 廃棄物保管場所は共有部分となって おり、管理業者に管理させていることか ら、廃棄物処理にかかる契約が管理業者 と廃棄物処理業者との間で締結されて おり、センターと廃棄物処理業者との間 で契約を締結していない。	一般廃棄物、産業廃棄物の運搬 及び処分について、平成21年度 からは廃掃法に基づき、下水道局 が排出事業者として運搬及び処分 業者と契約を締結した。

事項	PCB廃棄物を適切に保管すべきもの
監査結果の 要約	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを、特別管理産業廃棄物として、厳重に保管し、適正に処理するよう規定している。ところで、すでに使用を終了した高圧コンデンサー、トランス等の重電機器でPCBを含有しているもの(以下「PCB廃棄物」という。)及び現在使用中もしくは使用を終え保管中の重電機器のうち、PCBを含有しているものについては、法に基づいて適正に保管及び処分をしなければならないが、各庁舎におけるPCB廃棄物の保管状況及び重電機器の状況について見たところ、表7及び表8のとおり、適切でない状況が認められた。

(表7) РСВ廃棄物の不適切な保管状況及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
福祉保健 局	東村山老人ホーム	所の表示がない。	平成21年2月、トレイを購入し、変圧器の飛散・流出防止措置を行った。 その後、平成21年7月27日に保管場所を旧リサイクル作業所隣接建物内に移したことに伴い、保管場所表示及び飛散・流出防止措置を再度、適切に実施した。
	府中療育センター	転倒防止措置をしていない。	保管 P C B の転倒防止については、転倒防止策を講じた。なお、平成 2 1 年 1 月に局契約に基づき、コンデンサー 2 基を廃棄処理済みである。
	児童会館	PCB廃棄物保管場所の表示がない。	PCB廃棄物保管場所の表示を行った。
	松沢病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置 をしていない。	平成21年3月13日に既に病院が保有している保管専用容器に移設し、改善を図った。
病院経営 本部	墨東病院	PCB廃棄物保管場所の表示がない。	表示板を掲出した。
	大塚病院	転倒防止措置をしていない。 飛散・流出防止措置 をしていない。	新たに保管専用容器を購入し、平成21年8月5日にその中に移設し、改善を図った。
港湾局	東京港管理事務所	特別管理産業廃棄物 管理責任者の変更届を 提出していない。	

(表8)重電機器のPCB含有の確認をしていない事例及び講じた措置の概要

局	名	庁舎名	庁舎名 内容 講じた措置の概要	
病院約本部	経営	大塚病院	コンデンサー 3 台	製造会社に照会し、PCBが含まれていないことを確認した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
×1201-5	3.7		概要
建設局	廃棄物の 減量に り に 知 り に り き も の	第五建設事務所に 宗主は 京主は 京主は 京主は 京主は 京主は 京主は 京主に 京主に 京主に 京主に ののので のので のので のので のので のので のので の	2 1 加意東美 での棄く分う量 つよの書 置し減意更量へ での乗く分う量 つよの書 置し減意更量へ が、種廃にのリいう提にまき方量識な計場 年内毎物で物めル認クい。 を関いにのきのた処でルて と、、 をは、対して、の分すめを映る をで物めい認りい。の別さして をいまして、ので、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして。 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして、 をいまして。 をいまして、 をいまな、 をいまして、 をいまな、 をいまな、 をいまな、 をし
病院経営本部	パソコン の再資源化 に適切に取 り組むべき もの	となっていない。 パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律で、製造業者等に回収と再資源化が義務付けられていることから、各メーカーがリサイクルシステムを構築し、再資源化に取組んでいる。 ところで、パソコンの処理状況を見たところ、産業廃棄物として廃棄処分していることが認められた。 東京都環境基本条例では、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならないとしており、パンンを再資源化せず、廃棄処分していることは適切でない。	本部は、各部立病院においるを開発を表するでは、各部ができませる。 といる では 2 1年7 ののでは 2 1年7 ののでは 1年
建設局	パソコン の再資源化 に適切に取 り組むべき もの	パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律で、製造業者等に回収と再資源化が義務付けられていることから、各メーカーがリサイクルシステムを構築し、再資源化に取組んでいる。 ところで、パソコンの処理状況を見たところ、産業廃棄物として廃棄処分していることが認められた。 東京都環境基本条例では、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならないとしており、パソコンを再資源化せず、廃棄処分していることは適切でない。	第一建設事務所は、 今後、コの再のでは、 一建設事品に 一建設 の 一建設 の 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度

(3)庁舎の適正・効率的な管理について

事 項	財産の使用許可を適切に行うべきもの
監査結果の	地方自治法等では、財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとしているが、各庁舎の財産の使用許可に関する状況を確認したところ、表9のとおり、許可手続きが行われていないなどの不適切な事例や、飲料水の空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない事例が認められた。
要約	同は、財産の使用許可を適切に行われたい。

(表9)使用許可が不適切な事例及び講じた措置の概要

局 名	庁舎名	内容	講じた措置の概要
	児童会館	・ 売店脇のテラスのロッカー等が使用許可の範囲から逸脱している。 ・ 空き缶等を回収するため使用者が設置した容器の占有面積が、許可面積に含まれていない。	平成21年度の行政財産使用許可より、売店脇テラスのロッカー等、空き缶等を回収するための容器をそれぞれ許可面積に含めて使用許可をした。
福祉保健局	東村山ナー シングホー ム	空き缶等を回収するため使用 者が設置した容器の占有面積が、 許可面積に含まれていない。	本件の自動販売機についてとこれである、機でではいいたと主にの利用状況するのは、並び、飲料がでは、ができないでは、がでは、ができないでは、ができないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
総務局	本庁舎の 適正な庁舎 管理に努め るべきもの	都庁本庁舎及び都議会議事堂のうち都議会の用に供する部分を除く部分については、総務局が庁内管理者として、庁内における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を所管し、財務局が財産の管理者として、施設及び設備機器の維持管理、行政財産の使用許可を所管している。 ところで、本庁舎の利用状況について見た	防火扉の閉鎖障害、 非常口の障害、及び通 路幅が確保されてい ないものについて、平 成20年12月4日、 財務局とともに使用 者に対し是正指導し、 該当箇所を改善した。
財務局	本正にきるべきもの	ところ、行政財産の使用許可範囲を逸脱して、 共用部分である通路に看板等が設置されているなど、不適正な事例が多数認められた。さらに、商品ワゴンやパンフレット台が防火扉の閉鎖障害となるなど、防災上不適切な事例が認められた。 総務局及び財務局は、十分協議のうえ、連携して、本庁舎の適正な庁舎管理に努められたい。	が災つ議る講 お庁でレ所つたる利ガしなび い者必ッ及いめ財厚イたのなな用を善 のは利な台設適当法事ラのなな用を善 の関性、の方化用東団ンのがに協すを に来上フ場にるあ福に成の防に協すを に来上フ場にるあ福に成が災つ議る講 お庁でレ所つたる利ガした

〔平成20年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部	緊急放送 設備を 変行 を もの	都立広尾病院職務住宅緊急放送設備設置工事におけるスピーカーの数量について見ると、特記仕様書では181個と記載し、その数量で積算しているが、契約後、現場調に変更し、また、布設経路の変更に伴い配線数量を追加して施工を行っている。しかし、主要機材であるスピーカー等の大幅な数量変更を行う場合は、設計変更を行う場合とごとが適正であり、局施行規程等に従いこれをかに設計変更手続きをすべきとことは適正でない。	「変財しのし二、設院施書は記基か長と受いる方事が同じた書明マし施病 図合上にほ係こをして変財しのし二、設院施書は記基か長と受事が同た書「ア成当対に変ずイい所チ本る質別が基協を変作月でた発るし、あ残イ当長クェを図り、本議説更成の各。注場、等のびるク示。

〔平成20年財政援助団体等監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
(団体)	7 /	血色加水 >> 交	概要
教育庁は財部では、東京学園では、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京の	埋蔵を付別をものである。	事業団は、埋蔵文化財事業に従事する職員のうち、事業団固有職員について退職給付引当金を積み立てて見たところ、次のような問題点が、次のような問題点が、次のような問題点が、次のような問題にところ、のような問題を計上を付ける。」と記載している。対象を確認の領・職員数の20%の勧奨退職にといる。と記載している。と記載している。と記載しているが、前期末の普通退職金の額・職員数の20%の勧奨退職金の額・職金のの計上についると異なる割増分の退職金」を計上についると異なる割増分の計上についると異なる割増分の計上についると異なる割増分の計上についると異なる割増分の計上についると異なる割増分の計上についると異なる割増分の方法とよる割増分の計上についるといる。	事監果てを「職職づて 割れ勧を分とと引注法類る拠職就退必る勧分で退数合て出い議規員し付規金額と週かで退数合てとして、過量で引見し付規金額と週にの職と計計のが議規業え金並程計たには改者の23上はの定規ではびに上。よ、め全割0こ上はの定規ではびに上。よ、め全割0こ上はの定規ではびに上。よ、め全割0ことは、結し則、、に基しるこ、員増%ととは、は、は、に基しるこ、員増%ととのでは、に基しるこのでは、は、に基しるこのでは、は、に基しるこのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
教(東・業)のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、はいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	埋職では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	庁は、埋蔵文化財事業に係る運営補助金実績報告書について見たとこれた。 事業団は、4人の退職給付引当金を補助対象経団は、4人の退職給付引当金を有力して、2人に管理として、対象経費として、対象経費として、対ののとは、指定管理とから、指定では当時では、19年度のおり、19年度のおり、19年度のおり、19年度のおり、19年度の対象をでは、19年度の対象をでは、19年度の対象をでは、対ののでは、19年度の対象をでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対のでは、対	対等料て給象指事助い 対に演象経理併のるた報結分を対等料て給象指事助い 対に演象経、金寸ま績た区と対等料で給象指事助い 対に演象経、金寸ま績た区と対等料で給象指事助い 対に演象経、金寸ま績た区と対等料で給象指事助い 対に演象経、金寸ま績た区と

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (財団法人 東京都新 市建設公社)	ー層の未 収金回収に 努めるべき もの	平成19年度末現在の公社の長期未収金について見たところ、一時居住用仮住宅賃借が、平成14年度から継続して未納とないる事例が認められた。 これは、公社が受託している日野市の土地区画整理事業において、公社が用意したを目したを指したを目的では、36万4,967円が未収となっているものである。 しかし、公社は、滞納等の債務状況の確認や弁護士との折衝、賃貸借契約の保証へいた対策となっているとは適切でない。	債務者とは、引き続きがでは、引き続いりないではがいかる。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
都市整備局	単身に 用定 手 の が が が が の の	都営住宅の単身居住者が死亡した場合、局 は要領に基づき、原則として親族による代理 返還届の提出に基づいて住宅使用の終了を決 定しており、親族の協力が得られないなど代 理返還届の提出がないと判断した場合に、 押権消滅認定を行っている。 また、局は、使用料を、返還届が提出され た場合には返還届の提出日まで、使用権 認定による場合には使用者の死亡日 で、それぞれ徴収することとしている。 この結果、返還届を提出していない I より も、局の指導に応じて返還届を提出したりの 方が、使用料を多く徴収されることとなり、 公平でない。	平成21年3月3 1日付けで「単身死亡 事務取扱要領」を改正 し、使用権消滅認定日 を一律に「使用者の死 亡日」に改めるとも に、使用料徴収の基準 日も同様の取扱いと した。(同年4月1日 施行)

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局	無い用消うめのときません。	不は 一大学の 一大学 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大学の 一大	平成21年3月31年3月3日付けで「無野領」を改正ので「無野領」を改正のでは、1年3月3日で「無野領」を改正のでは、1年3月3日には、1年3月3日に
都市整備局	公開のでは、おおおり、おおいのでは、おいのでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おい	東京都住宅供給公社は、都営住宅の指定理者として、住宅使用料の収納及びに対しているが、局がについてのおりまれると、法の方により措置事務をであると、当時期のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	2 たいのでは、これでは、これでは、これでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局	境界確認 と越境の是 正を適切に 行うべきも の	局は、保有する土地上に他者が越境している場合、関係者と折衝するなどして越境を是正することとしているが、平成19年とおける適正化の状況について見たところ、年度当初において適正化が済んでいない649件のうち、年度内に適正化を行った件数は134件にとどまっており、適正化が速やかに行ったとは言えない状況にある。 同は、指定管理業務の一環として、東京都住宅供給公社の巡回管理人に巡回の際に境界を確認させているが、巡回管理人が越境物件を発見した場合の処理方法についておらず、適切でない。	「巡安」 「
都市整備局(東京都住宅供給公社)	駐車場料 金の設定手 続きをづい に行うべき もの	公社は、都営住宅の駐車場の管理を指定管理者として行っており、駐車場料金は、都にまずき、公社の都営住宅等駐車場利用料金設定事務取扱いマニュアルにより算定し、都の承認を得て設定している。ところで、駐車場料金の設定について見たところ、本来、基準及びマニュアルに基づき、5か所以上の近傍駐車場を調査して、その、合理的な料金として算出すべきところ、合理的な料金とうか所を選定した草間はない。	平成21年10月 1日付けで「都車場の 1日付けで「都車場の 1日付けで「都車場の 1日付けで「都車場の 1日付けで「都車場の 1日で「都車場の 1日での 1日での 1日での 1日での 1日での 1日での 1日での 1日で
都市整備局(東京都住宅供給公社)	都営住宅 管理祭委 託にはを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	局は、都営住宅等の営繕業務及び募集業務を公社に委託している。委託料の支払は、原則として、公社における各月の資金需要に応じて概算払いにより行っているが、年度11194万5,650円を支払い、公社は平成20年3月13日に収入している。そこで、3月以降の公社の受託業務株に27億8,017万3,223円を支払していて見たところ、6月中旬ととしての3か月間、公社が預金として保有して、都に運用の果実を納めるべきであり、3か月運用して、都に運用の果実を納めるべきであり、か月運用を運用の果実を納めるべきであり、カリンは、この27億円を運用して、都に運用の果実を納めるべきであり、カリンは、この27億円を運用して、が、公社は、この27億円を運用して、がのであり、3か月運用といるが、公社はこれをしておらず、適切でない。	平成20年度から、 支払見込を十分精査 した上で3月に請求 を行い、翌年度4月以 降に支払額確定後の 不足額を請求した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局(東京都住)	連帯保証 人の確保に 努める もの	公社は、公社住宅の入居に当たり、入居者に連帯保証人を指定させるか、他事業者が提供する保証制度を利用させている。ところで、公社住宅の家賃の滞納状況について見たところ、平成19年度末において、滞納額約11億円、滞納率1.86%となは、7年納額約11億円、滞納を1.86%となはに対している。滞納家賃を滞納している公社は居住者の連帯保証人に対し、告知書等を送付しているが、公社が平成20年8月に保証人に対しに発送した告知書等301件のうちの32件が宛先不明で返戻されている。 連帯保証人は滞納家賃の回収に大きな役割を果たすものであるから、公社が連帯保証人の現状を把握できなくなることは適切でない。	日本 (1年3年2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年
都市整備局 (東京都住 宅供給公社)	資金の最 低必要残 を定金を 動質を 動いで で で で で の で の で の で の で の で の で の で の	公社では、住民の住宅使用料入金等に係る 利便性向上や住宅金融支援機構への支出等支 払事務の簡素化を目的として、普通預金口座 (無利子)を40口座開設しているが、この 口座の平成19年度における資金状況を見た ところ、常時14億円以上の余剰資金がある ことが認められた。 本来、口座ごとに最低必要な金額を定め、 余剰資金を可能な限り運用すべきであり、余 剰資金を有効に活用していないことは適切で ない。	借入の 音子の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番の 一番
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	未収金管 理を適切に 行うべきも の	公社では、未収金の管理について、入金予定日より入金が遅延した場合には、債権回収 にかかる処理手順を定めた債権回収基準に従って管理しているとしている。ところで、平成19年度末における過年度未収金の債権管理状況を見たところ、催告に関する記録がないため催告経過が確認でもないもの、催告しているものの、その後の支払いはなく徴収努力が必要なもの、重複請求となっていながら調査・更正処理が行われていないものなど管理が適切に行われていないものが認められた。	未収金と督促状況 等が分かる一覧表を 作成し、債権管理を適 切に行うことにより、 徴収事務の適正化を 図った。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
環境局 (財団法人 東京都環境 整備公社)	固定資産 の管理を適 切に行うべ きもの	公社の財務規程では、固定資産には1整理 単位ごとに固定資産番号を付さなければなら ないこと、帳簿を備え固定資産の増減及び原 状を明らかにしておかなければならないこと などを規定している。 ところで、固定資産の管理状況について見 たところ、貸借対照表及び固定資産台帳の固 定資産区分が一致していないこと及び火災されていないことなど、貸借対照表の固定資産 れていないことなど、貸借対照表の固定資産 額と固定資産台帳の帳簿価格とが一致していないことが認められた。	1 単位毎に入力した「固定資産台帳兼減価償却明細書」を作成するとともに、固定資産へ台帳番号等を記載したシールの貼り付けを行い、管理を徹底した。
環境局 (財団法人東京 (東京) 東 (東京)	各は 会計で 管理費の計 上方さ める の	公社では、本社総務部の人件費及び福利厚 生費等を各会計で負担するため、各会計の経 常経費に管理費を計上しているが、当該管理 費について見たところ、特別会計では、予計 を同額となっていること、一般会計でいる で、計算をでは、ではいる ところで、決算額における一般会計及び特別会計の事業収益の比率、人件費・福利厚生 費の比率を比べると、特別会計では事業収益 の比率以上に管理費を負担している状態となっており、負担金額が予算額と同額であることに合理性は見出せない。	平成20年度決算において、一般会計と特別会計の事業収益の比率を用いて、管理費の計上を行った。
産業労働局	退職給付に係るというである。	局は、東京都しごとセンターの管理運営に関する基本協定書に基づき、財団法人東東京と財団に対して、委託料を、平成19年度に、13億8,945万2,362円支出している。ところで、この委託料の内訳を見たところ、財団の退職給付に係る経費分として、4,130万2,000円を支出し分3,633所2,000円を責増し分3,633所2,336円は、財団の安定的な経営基盤確保のためとしている。しかし、委託料は協定書において管理運営業務実施の対価として支払われるとから、当年度の管理運営業務実施に関わらない経費分を委託料として支出することは適正でない。	でででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局	施設整備 費補では ったで で で で で で で き も の で で で で き も の の の の の の の の の の の の の の の の の の	局は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの施設・設備の整備に要する経費に対して補助金を交付している。 局は、補助金の対象を大規模修繕以外の臨時的、緊急的な補修等に係る経費及び法係の設立までに都が整備すべきであったの設定に不可にで、平成18年度における。を費並びに工事関連経費に限定おける。を関係書類を見たところで、平成18年度における。を増費金額2,465万423円のうち、消耗品の関係を見たところが認められた。通常、物品ではについては、施設整備費補助金の対象外と考えられ、この取扱いは、補助金を出の透明性が確保できない。	平 で で で で で で の の び に が に に の の の で の の の の の の の の の の の の の
産業労働局では、行政を受けるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	産業廃棄 物の処を 搬製に できる できる	法人の西が丘本部では、試験及び研究等の 業務に使用した廃試薬等の処分を、産業廃物の収集運搬・処分として委託しているが、と この委託契約について見たところ、以下の の委託契約につい状況が認められた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令によると、産業廃棄物の委託契約は、産業内の を記している。 棄物の種類及び数量には委託することと試薬の 乗物の種類及び数量を明示することと試薬の の種類及び数量を見たとの種類を いるが、契約内訳を見たところ、廃議知 のでは要約を締結している。 当該委託契約に係る一部のマニュスな トについて、委託契約に係る一部のマニュス トについて、委託契約に履行が終 いるにもかかわらず、期間内に履行が終 たとして、支払手続きが行われている。	薬品類等の廃棄 処理委託のは、し、 は、し、 を委託では、し、 を委託では、 の、 を要約では、 の、 を要約では、 の、 を要約では、 の、 を要のの を要のの を要のの を要のの を要のの を要のの を要のの

産業労働局 (東京都商 工会連合会) 経営相談 電総を適切 もの 商工会議相談事業の実施について見たとこ 大次のような状況が認められた。 東京都商工会(東久留米市商工会 東京都商工会(東久留米市商工会 東京都商工会(東久留米市商工会 東京都商工会(東久留米市商工会 大び日野市商工会)において出海が、 で理職のチェック体制に問題が見られた。 経営相談を行う経営指導員は、和談完之 を根書を適いが生じているなど、は一次の で、相談内容を言語ないまの をとしているなが、また、 を相談内容に記載した。 経営相談を行う経営指導員は、現今後の相談での をとしている者相談ででのすっととして、現域でで利益の をに制力が認められたの、 を間がからいこにの東 を限合の方とについて、 を関することにより条の相談で、 を関することにより条の相談で、 を関することにより条の相談にといるの経色がので記記がでいる。 を関することとより、身体的が、関格的に 記載している事例が認められた。また、名 を関することにより条の相談にといて、 を関することにより条の相談にといて、 を関するとにより条の相談にといて、 を関することにより条の相談にといて、 を関するとにより条の相談にといて、 を関するとにより、 のの経過で表記を通りのでについて、 を関するとにより、 のの経過で表記を記述し、 を関するとにより、 のの経過で表記を記述し、 のの経過で表記を記述し、 のの経過で表記を記述し、 のの経過で表記を記述し、 のの経過で表記を記述し、 のの経過で表記を記述し、 のの経過でにいて、 を関するとに、 のの相談をどの程度の時間を費やして行った。 のの経過でにいて、 ののにのつ案に、 のの経過でにいて、 ののにのつ案に、 のの経過でにいて、 ののにのつ案に、 ののにのつ案に、 を関するに、 ののにのつ案に、 を関しいでにいる。 でいる。 でいる。 でいる。 では、 を対すとに、、 も助切にといて、 も助切にといて、 も助切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 も問切にといて、 を対していい。 では、 は、事業にいて、 は、事業にいて、 は、 は、まとめて報告を受けている。 を講及なる。議ににおよって、 は、 は、まとめて報告を受けている。 を表して、 は、 は、まととのて報告を受けている。 を表して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	産業労働局 (東京都商工会連合会) (東京都商工会連合会が行った。	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
及事業質疑応答集」の 中で具体的な事例を 示して、重ねて指導を 行うとともに、実績報 告が適切に行われて いることを 9 月に行	つた指導検査で確認した。	(東京都商工会連合会)	経営相談 事業の実績 確認を適切 に行うべき	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ッ期業をよの会会長 具載平京催一会知れ適っ 商会局てク方談う実指をう 月0指2及中示行告いっク的務照う東主でに 体す成都経スの徹ら切て平工議長、体法実こさ導分指ま2年導0事でしうがるために日合、京催各周経的る2商営研経底のにい成会及連相制等績とせ事け導た4度事年業具てと適こ指制出計し平都事商知営かこ1工指修営し内実る2議び絡談整にを、る業てし、日指項度質体、と切と導に勤表確2百万のと年会導会指。に対し、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
産業労働局	利求補公有保の非用め助平効す会促る事性性べらしまれる。会はな業及をきられる。というではあります。	小規模事業経営支援事業として行ってででは、同の主義に対する。 「会議所等の経営を対する。」では、同の会議を対すでは、同の会議が、のの表述では、同の会議が、のの表述では、同の会議が、ある。 「会員を表述では、このでは、のの表述では、同の会議が、まずでは、同の会議が、のの表述では、同じなが、ののでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	4 商容し所商会動P定誤善導3お書 及つ及合1「検び改答事につて日工をた相工議のRの解にし月いで補びいび会年平査「善集例対いて、会文。談会に強強事をつたのて説助有て東に6成共平普」をすて2百まま所事お化化業招い。予 に明事効は京対月2通成及の示る周1会によ商会局、会びあ表文に説方導のの工商、4年事年業具、用行日所指り工議長広員会る現書、明針し公確会工平日度項度質体非推っ1び内知議び絡活の限の改指年に文。性に所連2け導及営応な員に

対象局			講じた 拱署の
	事項	監査結果の要約	
` ,			
(団体) 産業京議 一度業京所)	事項の直の事業見の	監査結果の要約 東京商工会議所(以下「東商」という。)は、局の補助を受けて実施する経営対立を経営対立を受けて実施的な経営対立を開発をできるができる経営ができるにより、のののでは、第年では、19年度における。で、平成19年度におけるころで、平成19年度におけるころで、平成にあり、19年度におけるころで、平成にあり、19年度におけるころで、平成にあり、19年度におけることが29年度におけることが29年度におけるころで、平成に対してのであり、19年度におけるころで、平は、19年度におけるころで、平は、19年度におけるころで、平は、19年度における。では、19年度における。では、19年度には、19年度をは、19年度には、19年度には、19年度をは、19年度をは、19年度には、19年度をは、19年度をは、19年度には、19年度をは、19年度をは、19年度をは、19年度に	講 242やど率うま支参活 ペ専支がた 期隣業た 業い載時談に24工 世子 で と で と で と で と で と で と で と で と で と で

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局(東京水道サービス株式会社)	会計処理 を適正に行 うべきもの	会社は、Kと総合福祉団体定期保険(生命保険)契約を締結している。しかし、この契約に基づく、平成19年度のKからの配当金226万3,188円について、当期の収入として計上すべきところ、これを計上しておらず適正でない。このため、貸借対照表の流動資産(未収金)が226万3,188円過少に計上されている。	第23期(平成20 年度)決算から、当期 に発生した保険配当 金は未収金として貸 借対照表に記載する よう改めた。

[平成20年各会計定例監查]

计争目	車西	欧本は田の亜約	講じた措置の
対象局	事項	監査結果の要約	概要
都市整備局	下係るのとは、おは、おは、おは、おは、おは、ままでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	都市整備局は、有明北地区土地区画整理事業における公共下水道施設の整備に関する協定を下水道局及び港湾局と締結し、協定では、既成市街地では下水道局が費用を負担して工事も施行することともで、第一区画整理事務所は、協定に基づき下水道局が費用負担すべき区域(既成市街地)において、汚水桝設置工事を行っらず適切でない。	はの算書1水で 急い成りとこ指 で、処年道あま工て 2 うにん 2 り 2 らにの、年し別に 6 のり、年に別に 7 のの、年に別に 7 のの、年に別に 7 ののの成に済 8 にとを事す。 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1
福祉保健局	委 理調金正き	北療育は、	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	医別の切きの切きの切りをある。	障害者施策なとしていい。 を設し、会員ので、システム等には、を決していい。 を設し、会社ので、システムので、のので、対している。 を対している。 を対している。 をで、なのとは計画をは、でので、のので、対している。 ので、がが適ので、がが適のでで、でいるができましたができまれたのでで、でいるができまれたのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	つ号う 策パよた務「書求枚数にい再りとと対 てパよたトにメ出生 ムアすき患て出定重、ケ技、託収用の、日庫。行ドカ、を保、ケ技、作処をに止歯つトた行者、力変複シー術職者証簿発廃々管まのをで重実留シー術保成理差処に科い・めっけがを請えび的員が書」行棄管理、に入き積んスジ的留及で込理努みてせのたま書るた防現題し収し通、書残月っ書パな設防 つ現題しリルと回、るスラ式手表書るた防現題し収し通、書残月っ書パな設防 つ現題しリルと回、るスラ式手で番よ。止行にい事た知請損枚末てのスい定止 い行にいステの提発。テイと続

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部	麻酔料の 請求を適切 に行うべき もの	墨東病院及び神経病院における麻酔料にかかる診療報酬の請求について見たところ、 墨東病院では、実際に実施された麻酔方法と 請求書に記載された麻酔方法に相違があった こと、 神経病院では、実際に実施された麻 酔実施時間と請求書に記載された麻酔実施時間に相違があったことから、過少請求等の不 適切な事務処理が認められた。 両病院は、麻酔料の請求を適切に行われた い。また、神経病院は、麻酔実施時間の記録 方法について見直されたい。	下れて 「はない。 「はない。 「はない。 「はない。 「ないではないではないではない。 「ないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは
病院経営本部	職用権切きである。	清瀬小児病院において、職務住宅使用料等の徴収状況について見たところ、職員による滞納(195件、181万3,103円)が存在しているにもかかわらず、催告経過が確認できないなど、債権管理が適切に行われていないことが認められた。 病院は、職務住宅使用料等を速やかに徴収するとともに債権管理を適切に行われたい。 また、部は、他の病院においても同様の状況が認められることから、適切に指導されたい。	の 年院めを用適で 収3回4所3に未督がい(明に件3 1がり促る 1のて開料切指清状6収件在49回促所る残相とつを7こ4回、等で月計計しの行し小は2たう判にを2過不と1方って収)結万済後行い5担担職債う。児18、1を5明つ回5程明が5のてはし 果4と引って日当当務権よ 病31未相して。のでと明)所い新。 14なきいて日当当務権よ 病31未相して。のでと明)所い新。 14なきの成に者係住管う 院12回手て、まう1なし 在るた(43っ続くの病集会使を書 徴1を6のるた、、件て。 不権3り 件円お督

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局	無い の で で で で で で で で の で で の の の で で の の の の の の の の の の の の の	公園緑地部が所管している霊園管理料等については、独自のシステムである霊園管理とステムにより収入未済を管理している。 コステムにより収入未済を管理している。 コステムの計上日と異ならまたのから、 対象会計システムの計上日である。 おいてはおいてとと異なった、収このもは、から、 大済の時に異なる。またやのでは、 大済のデータを表示ででは、 を表示のでででは、 を表示している。 は、かく 大済のでは、 大済のでは、 大済のでは、 大方のできないれている。 大方のできないれている。	平成20年度の繰 一型に 一型に 一型に 一型に 一型に 一型に 一型に 一型に
東京消防庁	特の係のである。特別では、特別では、特別では、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	総務部は、「災害救急情報システム外 2 点ソフトウェア保守委託契約」をMと特命随意契約により締結している。ところで、本契約の仕様書について見たところ、簡易なシステム概要、使用施設及び貸与物品等が記載されているだけで、委託の具体的内容が明確になっていないことから、内容に見合った委託金額となっているかが検証できず適正ではない。	平 変に 変に 変に 変に 変に 変に 変に でで でで でで でで でで でで でで でで でで で

\	古五	ひまけ田 の亜が	講じた措置の
対象局	事項	監査結果の要約 	概要
水道局	会議の 学道が が が が が に の で き も の で き の で う の う の う の う の う り う の う の う の う う う の う う う う	公衆浴場営業の用途の水栓は、東京をとこび東京都の水栓は、東京都の定めるとの形態の水栓より、他の用途の水栓よりも水道料金が低額をなっている。この料金減額の対象とは、総水条例等のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道のでは、大道の水栓のでは、大道をでは、大道をでは、大道をでは、大道をは、大道をでは、大道をは、大道をでは、大道をは、大道をは、大道をは、大道をは、大道をは、大道をは、大道をは、大道を	7 」用用 進浴件通あ 年でるる遺し 法3行分し7 」用用 進浴件通あ 年でるる遺し 法3行分した 7 」用用 進浴件通あ 年でるる遺し 法3行分した 7 」用用 進浴件通あ 年でるる遺し 法3行分した 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
水道局	委託契約 に係る適切 に行うべき もの	サービス推進部では、東京都水道局お客さまセンター運営業務委託を株式会社PUCと特命随意契約している。ところで、センターの管理スタッフの積算内訳を見たところ、統括スーパーバイザー(以下「統括SV」という。)と副統括スーパーバイザー(以下「副統括SV」という。)の1人当たりの月額単価が同額になっていることが認められた。しかし、副統括SVは、仕様書では、統括SVの補助を行う者になっていること、統括SVの補助を行う者になっていること、統括SVの下位の者になっている合理的な理由は認められない。	平成 2 1 年度契約 における統括 S V と 副統括 S V の単価に ついて、それぞれの職 責に応じた単価設定

计 每日	市石	欧木は田の西幼	講じた措置の
対象局	事項	監査結果の要約 	概要
水道局	工事立会 業務委認 履切に行 できもの	給水部では、配水管等に近接する他企業工事の施工の際の現場立会業務について、東京水道サービス株式会社と特命随意契約している。 ところで、立会業務報告書を見たところ、平成19年4月から同年12月までの累計の立会件数は2万9,343件となっているが、この他に、指定した立会希望時間内に現場到着したものの作業が終了しており、立会いが出来なかったものが546件認められた。この場合には、工事現場での作業中の立会いを行えなかったことから、施工の状況を確認できず、適切でない。	立いら任工行し・設響適か 立いら任工行し・設響適か 立いら任工行し・設響適か を対し、 を認付を影がる がるし、 を認行を影がる がるし、 を認行を影がる がるし、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに
下水道局	雨が開かる おおお おおお おおお おお お お お お お お お お お お お	南部管理事務所が所管する世田谷区の瀬田 ほか6地区における下水道は、汚水と雨水が対地 区における分流構造となっているが、過速を ででであり、ではまれている。 ででであり、は、下のでは、大田では、大田ででは、大田ででは、大田ででは、大田では、大田では、大田では	北の谷働谷推平田実れし査及い道正た と接溢すをくいに住権果なか建協 2 区計推新度既「のの 後連に事た続いに状も関結をがけ築議1建画連規等存排接推 更表る防御に状と係果安お月安がき築報等は状が 関強豪止別行いた機、全いに全策施物・物の況示 係化雨をのっては調に機、全いに全策施物・物の況示 係化雨をのったが、 関語をがにするが、 関語をが、 関語をが、 関語をが、 関語をが、 の路に下のさ 機し時推指である。 は 関語を で の と に な に な が で に な に で と に な に で と に な に で と に な に で と に な に で と に な に で と に な が で い で と に で と に で と は で が で い で と を が で い で に で と に で と が で い で と は で が で い で と は で が で い で と は で い で と は で い で と は で い で と は で い で と は で い で と は で が で に で い で と は で い で と は で い で と は で い で と は で い で と は で い で で と は で い で で と は で い で で と は で い で で と は で い で で と は で い で と は で い で で と は で い で で い で い で で に で い で が で に で の と で で に で が で に で が で に で の と で が で に で が で が で に で が で が で に で が で に で が で に で が で が

〔平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について)〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	概算払の 事務手続を 適正に行う べきもの	局が指定管理者に管理運営させている施設における委託料の概算払の手続について見たところ、次のような問題点が認められた。	21福保経費者へのにでは、14年のでは、14
福祉保健局	積立金の 取扱いにつ いて検討す べきもの	同は、基本協定により、概算払による委託 料から当該年度の管理業務に要した経費を控除した額の残余金について、指定管理者が積立金として積み立てることができるとしている。 ところで、積立金の取扱いについて見たところ、次のような問題点が認められた。 同は、積立金の使途について、人件費、修繕、備品等購入とし、その限度額を定めているものの、施設ごとに個々の実情を踏まえた内容を定めていない。 積立金の取崩しに当たっては、都に事前協議を行い、その承認を得ることを条件としているが、積立金の取崩しの要件については、明確に定められていない。	「社会では、
建設局	年間事の 部の 部の に で は に で で で で で で で で で で で で で で で で	局は、公園等の管理に係る年度協定において、指定管理者は、協定締結後直ちに 月別支出計画書、 年間作業計画書、 事業計画書に基づく年間事業計画書を作成し、都に提出し、承認を受けなければならないとしている。ところで、年間事業計画書は、イベント等の計画が記載されているのみで、実際に平成18年度に実施している取組の計画が示されておらず、また、年間事業報告書にも記載がなく、これらの取組が、事業計画書どおりに実施されているか否か、把握・検証できない状況となっている。	事業計画の実績や進捗では、まままでは、まままでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局	公用の証行のというでは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	局は、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででして、 でででして、 でででして、 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	利・から、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

〔平成19年行政監査(公共交通機関の整備・運営について)〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
都市整備局 (多摩都市 モノレール 株式会社)	締切作業 の見直しに ついて	多摩都市モノレール株式会社の各駅では、 毎日の運賃収入を回収し、その金額や発売額 を確定する作業(以下「締切作業」という。) を行うこととしているが、松が谷、程久保、 柴崎体育館の3駅における締切作業を見たと ころ、安全の確保と業務管理を十分に行えて いないことが認められた。 多摩都市モノレール株式会社は、駅の収入 に応じて締切作業を隔日に行うなどして、 切作業をより効率的にし、安全を確保すると ともに業務管理を適切に行えるよう締切に係 る体制を見直す必要がある。	松が谷、程久保、柴 崎体育館の3駅にお ける締切作業の隔 実施試験運用の結果 を踏まえ、10月から 上記の駅で本実施す る。

〔平成19年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	復使盤に現の討の道旧用材つ場使すの装る一て生をきのに路部、材検も	局内における配水小管布設替工事327件のうち、本工事に伴う道路の仮復旧舗装に時間で見たところ、本復旧時に撤去処理する路盤材(厚さ5~15cm)には再生路盤材を新たに購入し使用している。 しかし、本復旧時に撤去する路盤材については、現場発生材を再利用することが付けます。 局は、毎年多くの水道管理者と協議していることから、道路発生材を関まるといることがら、登上では、資源の有効利用を図るといい。	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

〔平成19年財政援助団体等監査〕

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部財団法人東京公社)	固現をである。というでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、	公社では、事務局長、病院長又は所長は、 少なくとも2年に1回、固定資産の管理状況 を調査しなければならない。また、各病院等 に対して固定資産の管理を徹底させるため に、固定資産の購入による増加、除却に伴う 減少を報告をするように求めている。 しかしながら、多摩南部地域病院の固定資 産の一部について、現物確認を行ったとこ資 産の一部について、現物確認を行ったとこ資産 台帳上、除却漏れとなっていた。 平成17年財政援助団体等監査において、 公社は他の病院で同様の指摘をされているに もかかわらず、現物調査について統一的な指 導を十分に行っていないことは適切でない。	日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の

〔平成19年各会計定例監查〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
建設局	が テなる 指す がったい あいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり か	道路管理部は、平成16年度から道路附属物台帳システムを稼動しているが、以下の運用状況を見たところ、以が認められた。	平成 1 の 1 の明 1 の明 1 の明 1 の明 でにい変に 1 の明 でにい変に 1 の明 でを知 デ1 2 で様と要係 が完 ではし 1 の明 でを知 が完 の関 が完 をの関 が完 をの関 がっ の関 が完 ををを が完 をを が完 をを が完 を の関 が完 を の関 が完 を の関 が の の の の の の の の の の の の の

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
水道局	水夕算ム係適べ一般賃契にもうべきもののののである。	水運用センタル (製)	センサ新を でてをへ。 やリンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテンテ
教育庁	都には、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいで	庁は、東京都住宅供給公社と「都立学校施設維持管理事務委託に関する契約」を締結しているが、当該契約について見たところのような不適切な事例が認められた。 施設修繕業務については、庁が、都立学校の設計標準、標準仕様及び積算単価を元であるにもかかわらず、これが規定する標準仕様及び積算単価であるにもかかわらず、登託業務積算基準により精算としており、大子ム開発のない。 精算においては、営繕システム開発のはは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のよいでは、営繕システム開発のまであるにもかかわらずに当該経費を表に対して支払っている。	平成20年度契約において、委託業務の作業量に基準を設けれた。 作業量を設ける。 を変更した。 また、委託業務完了後により適な精算を行った。

〔平成18年行政監査(病院における収入管理について)〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部	シ さ な 収 状 提 の さ も の に 常 で で で で で で で で で で で で で	思者負担分の診療報酬は、窓口では、窓口では、窓切の診療報酬は、変払力のが、まれるが、これを過野力をでしても、変しても、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないではないのではないではないではないのではないではないいではない	来収金 にめようでいる。 にめようでいる。 にめようでは、すって、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のでは、
病院経営本部	医 事 会 注 り に 計 を 上 り で も の	ような機能を備えていない。 病院における未収金について見たといる額における未収金について見たといる額がるまいで把握している未収金金額が合致している。 おりない。 病院は、未収となっている診療報酬ので行った。 おりないない。 病院で更はに、ないの変更を制かいている。 おりないないに、まりまりが、ないたでは、ないの変更を対したが、対したのでは、では、大の変更を対したが、対したので、対し、というでは、では、大のでは、は、大のでは、は、大のでは、対し、は、大のでは、対し、は、大のでは、対し、は、大のには、対し、は、大のには、対し、は、大のには、大のには、大のには、大のには、大のには、大のには、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大ので	書損再計算一覧表を改修し、保険情報を追加することにより請求先等の発生状況を把握できるよう対応した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
病院経営本部	プ理うシ改も パープログラン はっぽん はいましょう はいました はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はい	保留では、、	保をででデックのでは、大きな、大きな、大きな、は、一切では、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、は、大きな、大きな、は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

〔平成18年行政監査(都の土地及び建物の管理について)〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の
			概要
建設局	不法占拠 の解消に速 やかに取り 組むべきも の	建設局第六建設事務所は、隅田川河川区域のうち、台東区、北区、荒川区及び足立区に係る部分を管理している。ところで、平成17年度の管理状況について関係書類を調査したところ、河川管理通路の一部(約610㎡)が不法占拠されていることが認められた。	平成21年9月9日、自主撤去の確認と、再度の清掃、ゴミ等の除去を実施し、管理用通路上の不法占拠を解消し、管理用通路の機能を回復した。